

# 当社監査役会の実効性に関する 評価結果の概要について (2025年2月期)



株式会社ベルシステム24ホールディングス

2025年5月29日

当社は、監査役会として1年の監査活動内容を振り返り、監査活動の評価・分析を行い、実効性向上のための取組みを認識した上で、翌事業年度の監査計画へ反映を行う事を目的に2017年2月期より監査役会実効性評価を継続しております。

実効性評価より認識した課題を翌事業年度の監査計画に反映させることで、監査役監査品質の向上と監査役会としての実効性向上を志向し、株主の皆様方の負託に応える一助とする所存でございます。

当事業年度の実効性評価におきましても「監査役会は有効に機能しており実効性は認められる」と結論付けその内容を取締役会へ報告致しました。  
今後を取締役会と協働で会社の監督機能の一翼を担い、当社の健全な持続的成長を担うためコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めて参ります。

# 評価実施概要

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 評価対象者        | 監査役3名<br>【常勤監査役1名 社外（非常勤）監査役2名（含 独立役員1名）】<br>＊回答は記名式で実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 実効性評価期間      | 2024年3月～2025年2月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 実施方法         | 監査役会にて策定した評価項目に基づき、各監査役が4段階評価にて自己評価を行った                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 設問内容<br>16項目 | 1、監査役会の構成と運営の有効性<br>2、企業集団監査役監査体制の有効性<br>3、コーポレートガバナンス・コードへの対応の有効性<br>4、会計監査人の選解任の判断手続きの有効性<br>5、取締役、取締役会対応の有効性<br>6、リスクマネジメント体制監視の有効性<br>7、内部統制構築の監視・検証の有効性<br>8、リーガル・コンプライアンス体制の監視、検証の有効性<br>9、内部監査の監視及び監査役監査との連携の有効性<br>10、会計監査人監査の監視及び監査役監査との連携の有効性<br>11、三様監査連携体制の有効性<br>12、財務報告・情報開示の監視、検証の有効性<br>13、重要な法令違反、不適切な会計処理等の不祥事対応の有効性<br>14、ITガバナンス及び情報システム体制の有効性<br>15、監査役監査のドキュメンテーションの有効性<br>16、サステナビリティ課題への対応の有効性 |
| 評価基準         | 4：適切                      3：概ね適切                      2：課題あり                      1：不十分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 評価結果の扱い      | 各監査役の自己評価結果に基づき、協議した結果を監査役会の総意とした。<br>結果から監査役会の実効性を分析し次年度の課題を抽出し監査計画に反映した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

## 評価結果概要①

### 2025年2月期 監査役会は有効に機能しており実効性は認められる

#### 企業集団監査役監査体制の有効性

- ◆ 海外子会社往査において内部統制整備・運用体制には課題があることを確認し引き続き監視・検証が必要と認識した。
- ◆ 子会社監査役・内部監査部門・会計監査人とも連携し海外子会社における内部統制監査体制について4者での協議を実施。

#### 会計監査人の選解任判断手続きの有効性

- ◆ 監査法人としての品質管理体制、職務執行体制、監査チームの構成、監査報酬の見通し、監査の効率性改善施策等について説明を受け、監査法人の組織が業務を行う上で適切に構築、運営されていることを確認した。
- ◆ 監査報酬の増額に対して説明を求め、その妥当性について検証を行った。

#### 取締役・取締役会対応の有効性

- ◆ 今年度も社外取締役は監査役会への陪席を案内し取締役会議案には上がらないリスク情報等について共有し陪席の有効性を確認。
- ◆ 代表取締役との定期的な意見交換並びに執行役員へのインタビューを社外監査役も同席して実施。執行側状況並びに各役員の見解を理解する上で有効に機能したことを確認した。

## 評価結果概要②

### 内部統制構築の 監視・検証の有効性

- ◆ 内部統制委員会に陪席し内部統制システムの基本方針に対する進捗状況を1回/四半期確認した。
- ◆ 内部統制報告制度の改訂への対応状況について適宜進捗を確認し意見表明を行った。

### 財務報告・情報開示 の監視・検証の 有効性

- ◆ 開示に係る内部統制課題に際し執行側の開示プロセスを検証。開示に係るプロセスにおける対策の整備を要請し改善状況を確認。今年度においても引き続き検証を実施。

### ITガバナンス及び情 報システム体制の 有効性

- ◆ 海外子会社におけるサイバーセキュリティインシデントの発生に対し、情報システム部の対応について経営会議等にて情報を入手し対応を確認。
- ◆ ITレビューの陪席において国内外の子会社の情報システム体制並びにIT統制について適宜情報を入手、進捗について確認し意見表明を行った。

## 次年度実効性向上のための重点取り組み

### グループガバナンス体制の有効性検証のための監査体制

- ◆ 海外子会社に対する内部統制整備・運用体制の監視・検証
- ◆ 海外子会社におけるリーガル・コンプライアンス体制の監視・検証

### 財務報告・情報開示の有効性検証のための監査体制

- ◆ 財務情報・非財務情報における開示体制の監視・検証

### 重要な法令違反・不祥事対応の有効性検証のための監査体制

- ◆ インシデント情報に対する報告体制の監視・検証



# EVERY VOICE MATTERS.



## 本資料のお取り扱い上の注意

本説明および参考資料の内容のうち、歴史的事実でないものは、将来の当社業績に関する見通しが含まれる場合がありますが、これらは現在入手可能な情報から得られた当社の判断に基づくものであり、その現実には潜在的リスクや不確実性を含んでいます。

実際の業績は、これら業績に関する見通しとは大きく異なる結果となる可能性があることをご承知おきください。